

業者名

業者名は
法人の場合は商号、
個人の場合は屋号を
記入してください。

受付者

審 查

入金確認

必要書類は法人・個人により異なります。
該当のチェック欄をご利用ください。
実線のチェック欄は必須となります。

注意 指定されている事項に変更がある場合は更新申請を受理できません。更新申請前に変更手続きを行ってください。

様式第1	法人 個人	☐ ☐ ☐ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐ ☒ ☒ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	・指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1) 「申請者」は、履歴事項全部証明書のとおり商号、本店所在地、代表者氏名、本店電話番号を記入 「申請者」は、屋号及び申請者氏名、住民票の住所、自宅電話番号を記入 - 法人の場合は担当者の氏名及び連絡先を、個人の場合は日中連絡の取れる携帯電話番号等を、申請者電話番号の下余白に記入してください。(法人の場合は、必ず記入してください。) 「役員の氏名」は、履歴事項全部証明に記載の役員全員を記入(監査役、会計参与まで記入) 「事業の範囲」は、法人は定款の目的欄に記載のある給水装置に関する事業を記載してください。個人は、給排水設備工事業・給水装置工事業など給水装置に関する事業が明確に確認できるように記載してください。 添付：定款(現行定款)のコピー 添付：履歴事項全部証明書(原本で発行日から3か月以内のもの) 添付：住民票の写し → ☐ 住民票の写しを提出(原本で、発行日から3か月以内のもの) ↓ ☐ 住基ネットでも市職員が確認(申請書の下余白に申請者の生年月日をご記入ください。)(どちらか選択) 添付：主任技術者全員の免状(又は技術者証)の写し 添付：事業所の外観・内観写真、案内図 添付：事業所の公共料金等支払証のコピー ※法人の場合は履歴事項全部証明に記載がない事業所、個人の場合は住民票の住所と異なる事業所である場合のみ添付してください。
様式第1別表	☐ ☐	・機械器具調書(様式第1 別表) 「種別」の欄は管切断用・管加工用・接合用・水压テストポンプの別に記入 - 種別ごとに機械器具を有しているか確認してください。 添付：種別ごとの機械器具類の写真	
様式第2	☐ ☐	・誓約書(様式第2) ☐ ☐ ・指定給水装置工事事業者 確認事項届出書	

【法人】商号・本店住所・代表者の変更届

【個人】屋号・住所・氏名の変更届

注意		個人が廃業し、後継者により事業を継続する場合は、個人の廃止届及び後継者による新規指定の手続きが必要となります。	
	法人 個人		
様式第10	☐ ☐	・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)	
		変更のあった日から30日以内に提出(水道法施行規則第34条)	
	☐ ☒	添付:定款(現行定款)のコピー ※定款に変更がない場合は、添付不要です。	
	☐ ☒	添付:履歴事項全部証明書(原本で発行日から3か月以内のもの)	
	☒ ☐	添付:住民票の写し → ☐ 住民票の写しを提出(原本で、発行日から3か月以内のもの)	
		(どちらか選択) → ☐ 住基ネット由市職員が確認(申請書の下余白に申請者の生年月日をご記入ください。)	
	☐ ☐	添付:事業所の外観・内観写真、案内図 ※住所変更の場合のみ添付。	
	☐ ☐	添付:遅延理由書(任意様式)に遅延理由、日付、住所、商号又は屋号、代表者氏名を記入。 ※届出日の変更のあった日から30日を経過した場合のみ添付。	
	☐ ☐	・高崎市水道局指定給水装置工事事業者証 ※住所変更のみの場合は提出不要です。	
	☐ ☐	添付:理由書(任意様式、理由を記入のこと) ※紛失等で指定証を提出できない場合のみ添付	
様式第2	☐ ☒	・誓約書(様式第2)※法人の代表者変更のみ添付	

【法人】役員の変更届 (代表者以外の役員)

	法人		
様式第10	☐	・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)	
		変更のあった日から30日以内に提出(水道法施行規則第34条)	
	☐	添付:定款(現行定款)のコピー ※定款に変更がない場合は、添付不要です。	
	☐	添付:履歴事項全部証明書(原本で発行日から3か月以内のもの)	
	☐	添付:遅延理由書(任意様式)に遅延理由、日付、住所、商号又は屋号、代表者氏名を記入。 ※届出日の変更のあった日から30日を経過した場合のみ添付。	
様式第2	☐	・誓約書(様式第2)※辞任・退任のみの変更に関り、添付不要です。	

事業所(支店等)住所・名称の変更届

	法人 個人		
様式第10	☐ ☐	・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第10)	
		変更のあった日から30日以内に提出(水道法施行規則第34条)	
	☐ ☒	添付:定款(現行定款)のコピー ※定款に変更がない場合は、添付不要です。	
	☐ ☒	添付:履歴事項全部証明書(原本で発行日から3か月以内のもの)	
		※履歴事項全部証明書に事業所(支店等)の記載がないときは不要	
	☒ ☐	添付:住民票の写し → ☐ 住民票の写しを提出(原本で、発行日から3か月以内のもの)	
		(どちらか選択) → ☐ 住基ネット由市職員が確認(申請書の下余白に申請者の生年月日をご記入ください。)	
	☐ ☐	添付:事業所の外観・内観写真、案内図 ※住所変更の場合のみ添付。	
	☐ ☐	添付:事業所の公共料金等支払証のコピー ※法人の場合は履歴事項全部証明書に記載がない事業所、 個人の場合は住民票の住所と異なる事業所である場合のみ添付してください。	
	☐ ☐	添付:遅延理由書(任意様式)に遅延理由、日付、住所、商号又は屋号、代表者氏名を記入。 ※届出日の変更のあった日から30日を経過した場合のみ添付。	

主任技術者の選任・解任届

	法人 個人		
様式第3	☐ ☐	・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)	
		遅延なく提出(水道法第25条の4) 主任技術者がかけると至ったときは、2週間以内に選任(水道法施行規則第21条)	
	☐ ☐	添付:主任技術者の免状(又は技術者証)の写し ※解任の場合は添付不要です。	
	☐ ☐	添付:遅延理由書(任意様式)に遅延理由、日付、住所、商号又は屋号、代表者氏名を記入。 ※届出日の変更のあった日から30日を経過した場合のみ添付。	
注意 ※解任等により主任技術者が0人となった場合は、廃止届又は休止届を提出してください。			

廃止 休止 再開届

	法人 個人		
様式第11	☐ ☐	・指定給水装置工事事業者 廃止 休止 再開 届出書(様式第11)	
		廃止・休止は30日以内、再開は10日以内に提出(水道法施行規則第35条)	
	☐ ☐	・高崎市水道局指定給水装置工事事業者証 ※再開届の場合は提出不要です。	
	☐ ☐	添付:理由書(任意様式、理由を記入のこと) ※紛失等で指定証を提出できない場合のみ添付	

再交付申請

	法人 個人		
	☐ ☐	・指定給水装置工事事業者再交付申請書	
ご案内	・再交付手数料として2,500円を徴収いたします。申請書受理後に納付書を送付しますので、期日までにお支払いください。		